

## 1 計画策定の根拠

- ◆ 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び同特措法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を根拠に都は計画を策定
- ◆ 特措法において、都道府県における計画策定について以下のとおり規定

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、  
ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための必要があると認められるときは、  
基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

## 2 計画の策定に当たって

- ◆ 国基本方針における「実施計画の作成指針」要旨
  - 実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し策定
  - ホームレス実態調査（国）における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態を、また、関係機関・団体と連携しながら施策の実施状況を把握し、これらに基づき、実施計画の基本的な目標を明確化
  - 実施計画には、基本方針に定める取組方針を参考にしつつ、地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載

## 計画策定の方向性

- ① 国基本方針における変更点を反映
- ② 前回策定時からの都のホームレス施策における変化を反映
- ③ その他、国・都・区市町村等における動向を反映

# 第5次計画策定に当たっての考え方

## 1 国基本方針（参考資料2）における変更部分要旨

### ◆ 安定した居住の確保

- ホームレス等が地域における低廉な家賃の住宅情報や、住宅への入居に際して保証人が確保されない場合の民間の保証会社等に関する情報を得られるよう、関係者間での連携を図る

### ◆ 個々の事情に対応した自立支援

- 社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、特に配慮を行う
- 性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情に応じて配慮を行うものとする

## 2 ホームレス対策事業（都区共同事業）における動き

### ◆ 自立支援センターの個室化（令和2年度）

- 多床室だった自立支援センターについて、個室を基本として整備することとした（令和5年度開設施設から適用）

### ◆ 夜間の路上生活者概数調査の実施（令和3年度）

- 23区（国河川除く）において夜間の路上生活者概数調査を開始

### ◆ ホームレス対策事業の見直し（令和5年度）

- 事業の見直しを行い、ネットカフェ利用者・女性・性的マイノリティ等を支援の対象に明確に位置付けるとともに、事業規模を1ブロック100人から70人に縮小

# 第5次計画策定に当たっての考え方

## 3 その他の論点

### ◆ 施設管理者との連携

- 巡回相談における道路・公園等の施設管理者との情報共有、合同での巡回等

### ◆ 住宅確保にあたっての連携

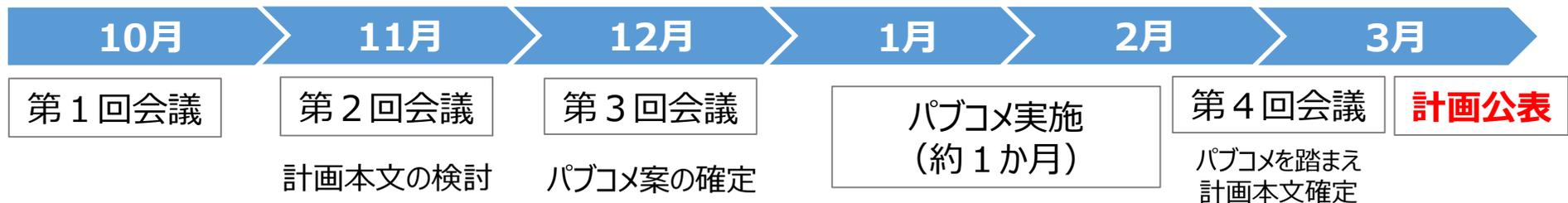
- 居住支援協議会等の関係者間の連携の方法

### ◆ 夜間における対応

- 夜間調査の結果を踏まえた夜間巡回の強化等

## 今後の計画策定の流れ（案）

- 前述の「1 国基本方針における変更部分」「2 ホームレス対策事業（都区共同事業）における動き」「3 その他の論点」の内容および第1回会議での議論を踏まえ、計画素案に反映させる
- 第1回会議後、現行計画（第4次計画）の更新を関係各所に依頼予定
- 内容を反映したものを**第2回会議（11月）**で提示し、**第3回会議（12月）**でパブコメ案を確定。



※ スケジュールについては変更の可能性あり